

「男女共同参画社会基本法」ができるまで

日本の動き/国連の動き

人類の歴史の中で、長い間女性は男性より低い存在と見られていました。1945年の敗戦まで、日本の社会に女性の市民権はありませんでした。日本の男女共同参画社会形成の大きな転機は、第二次大戦後になっての婦人参政権や「すべての国民は法の下に平等である」と明記された「日本国憲法」の制定にあります。1945年に発足した国際連合(国連)は女性の人権問題を重視、翌年『婦人の地位向上委員会』を設置し国際基準作りを始めました。

1945年/国際連合発足(日本の国際社会復帰(国連加入)は1956年)

衆議院議員選挙で初めて女性が投票
39名の
女性国会議員
誕生!
1946年4月



署名後、日本は「女子差別撤廃条約」の批准に向け、
①国籍法の改正
②男女雇用機会均等法の制定、労働基準法の改正
③高校の家庭科の女子のみ必修から男女とも選択必修へ取組みを始めました。

- 1945 S20 女性の参政権実現(衆議院参政権獲得)
- 1947 S22 「日本国憲法」成立 女性の地位委員会設立
労働基準法 公布 1948
優待保護法 公布('96 母体保護法に)
- 1956 S31 「売春防止法」公布
- 1967 S42 女性差別撤廃宣言
- 1975 S50 第1回世界女性会議/国際婦人年
/3月8日は国際女性デー
- 1979 S54 「女子差別撤廃条約」国連で採択
- 1980 S55 「女子差別撤廃条約」日本が署名
- 1984 S59
- 1985 S60 「女子差別撤廃条約」批准
- 1986 S61 「男女雇用機会均等法」施行
- 1991 H3 1992.4育児休業法施行('95 育児介護休業法に)
- 1993 H5 「女性への暴力撤廃宣言」
- 1994 H6 男女共同参画室 設置
- 1995 H7
- 1997 H9 1999年「女性差別撤廃条約選定議定書」採択
- 1999 H11 「男女共同参画社会基本法」公布、施行
- 2000 女性差別撤廃条約選定議定書
- 2001 H13 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 施行
- 2006 H18 「男女雇用機会均等法」改正
- 2007 H19 「仕事と生活の調和」W・L・B憲章策定
- 2010 H22 「育児休業・介護休業法」改正/パパママ育休プラス創設
- 2015 H27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 公布、H28~全面施行
- 2016 H28
- 2017 H29 刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直しなど)
- 2018 H30 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行
- 2019 H31 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正
- 2020 R2.6 改正「労働施策総合推進法」公布
- 2021 R3.1 「育児・介護休業法」改正/子の看護・介護休暇1時間単位で取得、看護休暇取得退所拡大
- 2022 R4 「育児・介護休業法」改正/取得整備、周知、取得意向の確認義務化/出生時育児休業(産後パパ育休)創設
- 2022 R4 「AV出演被害防止・救済法」施行
- 2023 R5
- 2024 R6 改正「配偶者暴力防止法」施行
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

国連加盟51か国のうち、20か国が女性に参政権はありませんでした。
婦人参政権運動は、第一次世界大戦後世界各国で盛んになりました。
日本でも女性の解放に向け、大正から戦前・戦後に女性が政治に参加する権利を要求する運動が繰り広げられ、ようやく認められました。
日本が国連に復帰したのは1956(昭和31)年12月。世界で80番目でした。

通報や調査ができる制度。現在100か国以上批准していますが、日本はまだ批准していません。

「男女共同参画社会」って…?

「男だから、女だから」というような、性別で役割を固定的に決めつける意識を見直し、その人の個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合う社会のことです。

男女共同参画社会の形成と積極的改善措置(ポジティブアクション)の提供が定義され、国及び地方公共団体の責務とされています。



女性の地位や差別撤廃の取組みは国連主導のもと、世界的な規模ですめられています。